

# 海老名市教育委員会

(平成30年 5月 臨時会議事日程)

日時 平成30年5月8日(火)

午後3時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

日程第 1 報告第 6号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 議案第 11号 平成31年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

日程第 3 議案第 12号 えびなっ子ICT活用3カ年計画の策定について



報告第6号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月8日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

平成30年5月1日付で人事異動を発令したため



## 教育委員会関係職員人事異動内訳

平成30年5月1日付け

主 事 級 . . . . . 1名

平成30年5月1日付け

氏名	新所属	旧所属	備考
【主事級】			
たかはし 高橋 まりこ 真理子	学び支援課主事	職員課主事	5/14復職

議案第11号

平成31年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

平成31年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について、議決を求める。

平成30年5月8日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

平成31年度使用海老名市教科用図書採択に係る基本方針について審議していただきたいため



平成 30 年 5 月 8 日 (火)

臨時教育委員会資料

教育支援課

平成 31 年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

海老名市教育委員会は、平成 31 年度の小学校教科用図書及び中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。

#### 「海老名市教科用図書採択基本方針」

平成 31 年度の小学校教科用図書及び「特別の教科 道徳」の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成 31 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと 1 種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

## 平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択について

### 1. 採択教科書

平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書

### 2. 採択にかかわる日程について

平成30年1月～教科用図書担当者会議（採択事務について）

- 4月 教科用図書採択資料作成委員会設置要綱及び調査委員会の細案等について検討
- 5月 第1回採択資料作成委員会の開催  
第1回調査委員会の開催
- 6月 第2回調査委員会の開催  
第3回調査委員会の開催  
教科用図書展示会
- 7月 第2回採択資料作成委員会の開催  
平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」採択決定
- 8月 需要数報告



子教第 1094 号  
平成 30 年 4 月 24 日

各市町村教育委員会 殿

神奈川県教育委員会



平成 31 年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について（通知）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問合せ先

教育局支援部子ども教育支援課  
教育指導グループ 田崎、岩井  
電話 (045)210-1111 内線 8223

## 平成 31 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、平成 31 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

## 1 平成31年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成31年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成27・28・29・30年度用）、中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果（平成28・29・30・31年度用）、「小学校特別の教科 道徳」に係る小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成30・31年度用）及び「中学校特別の教科 道徳」に係る中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成31・32年度用）等を利用し、採択すること。

## 2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択すること。

### 3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法(例)について

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
  - ア 教育委員会
  - イ 校長会
  - ウ 教育研究会
  - エ その他
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

### 4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
  - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
  - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他

- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査委員会を置く。
- (5) 調査委員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

## 5 平成 31 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点

平成 31 年度使用小学校教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

### ア 教科・種目に共通な観点

#### (7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第 2 条）及び〔学校教育〕（第 6 条第 2 項）の内容を踏まえているか。

〔教育の目標〕

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

〔学校教育〕

第 6 条

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の

発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）の内容を踏まえているか。

〔小学校教育の目標〕

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・ 言語活動の充実
- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 体験活動の充実

#### (イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
  - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
  - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
  - ・ [社会とのかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

#### (ウ) 内容

- 内容の程度は、児童の発達の段階に即して適切であるか。
- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

(エ) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいように配慮されているか。

(オ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国語（書写を除く）

- 各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）で、学習指導要領に示された言語活動例は適切に取り上げられているか。
- 伝統的な言語文化の教材例は適切に取り上げられているか。
- 学年別漢字配当表に配当されている漢字や新出語句の提示は適切であるか。

(イ) 書写

- 毛筆と硬筆の教材例の提示及び関連は適切であるか。
- 姿勢や筆記用具等の扱いについての提示は適切であるか。
- 日常生活との関連を図った教材例は適切に配列されているか。

(ウ) 社会

- 社会的事象に関する基礎的な知識や技能等を習得させる工夫がされているか。
- 地図、統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 作業的、体験的な学習や問題解決的な学習は適切に取り上げられているか。

(エ) 地図

- 基本図・部分図・資料図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 地図を活用した自主的な学習をするための工夫がされているか。

#### (オ) 算 数

- 算数的活動として、作業的・体験的な活動や具体物を用いた活動などが適切に配列されているか。
- 基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るため、発達や学年の段階に応じたスパイラルによる学習活動は適切に配列されているか。
- 言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて表現したり、説明したりする活動は適切に取り上げられているか。

#### (カ) 理 科

- 観察、実験、ものづくり、栽培、飼育の5つの活動は問題解決の能力の育成に適した配列や内容になっているか。
- 見通しをもって観察、実験などを行ったり、それらの結果を整理し考察し表現したりするために、図や表、挿絵等は適切に配列されているか。
- 環境教育に関する図表や写真などの資料は児童の発達の段階に即しているか。

#### (キ) 生 活

- 自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できる内容構成になっているか。
- 気付きの質が高まるような多様な学習活動が扱われているか。
- 児童の興味・関心を喚起させるような活動（学習対象に直接働きかける活動、体験的な活動）は発達の段階に応じて適切に取り上げられているか。

#### (ク) 音 楽

- 表現や鑑賞の教材は、多様な音楽の中から児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- 表現や鑑賞及び共通事項の学習内容が相互に関連しながら取り扱われ、音楽活動の基礎的な能力を培う学習の展開は工夫されているか。
- 我が国や郷土の伝統音楽を扱う学習内容は充実しているか。

#### (ケ) 図画工作

- 児童が感性を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- 表現や鑑賞の教材が、多様な表現の方法や題材の中から児童の発達の段階に応じて、適切に選択されているか。
- 印刷やレイアウトは、色彩豊かで美的な表現及びバランスのとれた構成となっているか。

るか。

(コ) 家 庭

- 日常生活に必要な衣食住の基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けられるように、実践的・体験的な学習活動を題材として適切に取り上げられているか。
- 家庭生活への関心を高め生活の営みの大切さに気付くよう、内容構成は工夫されているか。
- 家族の一員として、生活をよりよく工夫する能力と態度を育てるための学習活動は適切に取り上げられているか。

(ケ) 保 健

- 児童が主体的に学習に取り組めるよう、課題をもち、解決に向けて取り組み、過程を振り返ることができる構成となっているか。
- 興味関心が高まるよう、イラスト、写真、事例等の資料が身近な生活に関する内容で、分かりやすく工夫されているか。
- 思考力・判断力が身に付き、実践的な理解が深まるよう、知識を活用する学習活動が適切に取り上げられているか。

**6 中学校「特別の教科 道徳」に係る平成 31 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について**

平成 31・32 年度に使用される中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

(1) 教科・種目と共通する観点

ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された [教育の目標] (第 2 条) 及び [学校教育] (第 6 条第 2 項) の内容を踏まえているか。

[教育の目標]

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精

神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

#### 第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

○ 学校教育法において、新たに規定された〔中学校教育の目標〕（第46条）の内容を踏まえているか。

[中学校教育の目標]

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。（※第30条第2項の準用）

○ 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・言語活動の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・体験活動の充実

#### イ かながわ教育ビジョンとの関連

○ 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。

- ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・[社会とのかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

## ウ 内容

- 内容の程度は、生徒の発達段階に即して適切であるか。
- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

## エ 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、生徒が使いやすいように配慮されているか。

## オ 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

## (2) 「特別の教科 道徳」に係る観点

- 道徳的な課題を生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる内容構成になっているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える工夫がされているか。
- 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等は適切に取り上げられているか。

## 7 平成31年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障害のある児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に鑑み、その取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

### (1) 教科・種目に共通な観点

#### ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第2条）及び〔学校教育〕（第6条第2項）の内容を踏まえているか。

[教育の目標]

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第6条

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

○ 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）及び〔中学校教育の目標〕（第46条）の内容を踏まえているか。

[小学校教育の目標]

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

[中学校教育の目標]

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

○ 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・ 言語活動の充実
- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 体験活動の充実

#### イ かながわ教育ビジョンとの関連

○ 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。

- ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

#### ウ 内容

○ 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障害の状態及び特性等からみて適切であるか。

○ 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。

○ 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるか。

○ 他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか。

○ 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

#### エ 構成・分量・装丁

○ 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。

○ 各内容の分量とその配分は適切であるか。

○ 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも配慮されているか。

#### オ 表記・表現

○ 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。

○ 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。

○ 文章・図版などの割付けは適切であるか。

#### (2) 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 27 年度使用小学校教科用図書調査研究の観点、平

成 28 年度使用中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）教科用図書調査研究の観点、小学校「特別の教科 道徳」に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の観点及び中学校「特別の教科 道徳」に係る平成 31 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

## **8 平成 31 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について**

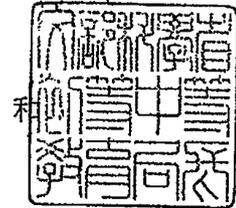
平成 31 年度使用小学校教科用図書の選定に係る調査研究資料は、新たに文部科学大臣の検定を経た教科書がないことに鑑み、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成 27・28・29・30 年度用）をもって充てる。



29文科初第1807号  
平成30年3月30日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
高橋 道



(印影印刷)

### 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

しかしながら、近年、採択関係者に対し、従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかとなりました。

その結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったところです。

これらの一連の問題の反省に立った上で、教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。

このため、平成29年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、平成30年度を含めて今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。



## 記

### 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

#### (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）の「第一2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成 29 年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち従来より公開の対象としている教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」、「職業・勤務先」、「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報に

については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

## (2) 教科書見本の取扱いについて

### (採択期間における教科書見本の取扱い)

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者(教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。)に対する献本若しくは貸与は認められていないこと(平成30年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」(平成30年3月30日付け29文科初第1808号初等中等教育局長通知)を参照のこと。)

近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成28年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため、これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講ずること。

- このほか、採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。
  - ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
  - ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。

- 平成 28 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。  
ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。
- 教科書見本と併せて又は個別に、内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないが、その際には、資料の名称を問わず、教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(採択期間終了後における教科書見本の取扱い)

- 義務教育諸学校用教科書(平成 30 年度に新たに採択したものに限る。)について、各学校における翌年度の授業研究や教材研究等のために、採択期間(本通知の発出の日から、都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限である 9 月 16 日までの期間をいう。以下同じ。)終了後に、教育委員会がその所管する学校の希望を取りまとめた上で、採択した教科書見本の献本について、教科書発行者に任意の協力を求めることは差し支えないこと。ただし、その部数については、当該教育委員会が所管する学校数を上限とすること。  
また、採択期間において、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して採択期間終了後に教科書見本を献本するよう求める行為又は教科書見本の献本と教科書採択を関連付ける行為(それとの疑念を生じさせる行為を含む。)は厳に慎むこと。
- 高等学校用教科書については、各高等学校等に教科書見本が送付されていることから、原則として送付は認められていないが、通信制課程を置く高等学校等の協力校等における翌年度の授業研究や教材研究等の用に供するために、当該高等学校等において使用する教科書の採択権者から個別に教科書見本の献本を求めることは差し支えないこと。ただし、献本を求める部数については、当該採択権者が教科書採択の権限を有する通信制課程を置く高等学校等の数を上限とすること。

(3) 過当な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過当な宣伝活動等を慎

むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。  
教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。
- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。  
また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、平成30年度においては、平成31年度から新たに使用が開始される中学校「特別の教科 道徳」の教科書に関し、教科書協会が教育委員会等を対象として、採択を行う上で参考となるようなDVDを制作・配布することとしているため、必要に応じて適宜活用すること。

このほか、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著者若しくは編集協力者の

宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

#### (4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。
- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成29年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

#### (5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。
  - 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
    - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
    - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
    - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。
- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261

号)第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)、第33条(信用失墜行為の禁止)又は第38条(営利企業への従事等の制限)の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

#### (6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。  
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### (1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。
- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果(別添資料参照)を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言いがたい。  
このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行う

ようなことがないように、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

## (2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。
- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。  
調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

## (3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第 14 条第 1 項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならないとされていること。

- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

#### (4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。  
また、平成33年度から新しい中学校学習指導要領が実施される予定であるが、その場合には、平成30年度に新たに採択されることとなる中学校「特別の教科 道徳」の教科書に関しては、無償措置法施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて、平成31年度及び平成32年度の2年間同一の教科書を採択しなければならないこととなること。

#### (5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。  
教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。  
また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。  
なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。
- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

### 3. 平成 30 年度の教科書採択における留意事項について

平成 30 年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

#### (1) 小学校用教科書について

- 平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する小学校用教科書目録（平成 31 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 31 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

#### (2) 中学校用教科書について

- 平成 30 年度においては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書について新たに採択を行うこととなるが、それ以外の教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成 29 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

#### (3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

##### ① 小学部

- 平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成 31 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 31 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

##### ② 中学部

- 平成 30 年度においては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書について新たに採択を行うこととなるが、それ以外の教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定により、教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成 29 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

#### (4) 無償措置法施行規則第 6 条の規定による採択について

- 上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合には、平成 29 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要なる部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

#### (5) 高等学校用教科書について

平成 30 年度においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以

外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録（平成 31 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 31 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

(6) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第 9 条の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

平成 30 年度においては、小学校用教科書、中学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm)

※ 採択権者等における翌年度の採択事務の準備等の便宜のために、義務教育諸学校用教科書の検定申請の有無について、受理期間終了後に情報提供する予定であるため、予め承知願いたい。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576





29 初教科第 47 号  
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長  
梶山 正



(印影印刷)

平成 31 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文科初第 1807 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いいたします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576



## 記

### 1 採択に当たっての留意事項について

#### (1) 小学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこと。

なお、「平成 31 年度使用小学校用教科書の採択について」（平成 29 年 10 月 13 日事務連絡）により周知したとおり、平成 29 年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成 25 年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成 25 年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成 26 年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して 4 月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 26 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

#### (2) 中学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行うこと。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条において準用する第 50 条第 2 項の規定により、「特別の教科 道徳」に代えて宗教を教育課程に編成する私立の中学校については、「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う必要はないこと。

なお、特別支援学校の中学部における視覚障害者用に、文部科学省著作教科書として新たに制作予定である「特別の教科 道徳」の点字教科書についても採択することが可能であること。

#### (3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成 31 年度使用）」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

#### (4) 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用

図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

- ② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「平成 31 年度用一般図書一覧」（平成 30 年 3 月 5 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

なお、分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、平成 30 年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、平成 31 年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

（5）ユニバーサルデザインに関する配慮について

各教科書発行者においては、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても留意することが望ましいこと。

## 2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（平成30年3月30日付け29文科初第1808号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できるとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

## 3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 平成30年度においては、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づいて教科書展示会を14日間（法定展示期間）開催すること（「平成30年度における教科書展示会について」（平成30年3月6日付け29初教科第42号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）参照）。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。  
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること(翌年度使用教科書のみ)。

#### 4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限(9月16日)を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。  
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること(※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書)。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

#### 5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた

施設であること。

- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

#### 6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第 12 条第 3 項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

#### 7 小学校・中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については平成 32 年度から、中学校については平成 33 年度から、高等学校については平成 34 年度から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、平成 31 年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

学校種別等区分		年度（西暦）									
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎
	採択		△			▲	△	△			
	使用開始			○			●	○	○		
中学校	検定		◎			◆	◎	◎			
	採択			△			▲	△	△		
	使用開始				○			●	○	○	
高等学校	主として 低学年用	検定			◎			◎	◎	◎	◎
		採択				△				△	△
		使用開始	○								○
	主として 中学年用	検定				◎			◎	◎	◎
		採択	△				△				△
		使用開始		○				○			
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎
		採択		△				△			△
		使用開始			○				○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

※ 網掛け部分については見込みである。



議案第12号

えびなっ子 I C T活用 3 カ年計画の策定について

えびなっ子 I C T活用 3 カ年計画の策定について、議決を求める。

平成 3 0 年 5 月 8 日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文 康

提案理由

えびなっ子 I C T活用 3 カ年計画の策定について審議していただきたいため



平成 30 年 5 月 8 日 (火)

臨時教育委員会資料

教育支援課

## えびなっ子 I C T 活用 3 ケ年計画の策定について

### □策定理由

グローバル化や急速な情報化に対応し、自らの可能性を最大限に発揮できる人材を育てることを目標に、平成 30 年度よりえびな型学校 I C T の将来構想を総合的に推進するため。

### □策定案

別添「えびなっ子 I C T 活用 3 カ年計画」のとおり

### □その他

平成 30 年 6 月 26 日の最高経営会議に報告予定



# えびな型学校ICTの将来構想

ICT機器を主体的に活用して、仲間とコミュニケーションを図りながら、  
課題発見・解決できるえびなっ子をめざして

## 新たな学校 ICT をすすめます

### 『授業を変える 学び方が変わる』

・思考の可視化 ・瞬時の共有化 ・試行の繰り返し

写真撮影

調べる

練習する

協働する

試行錯誤

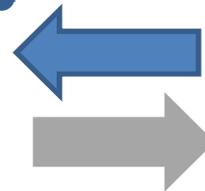
録音録画

考える

見せる

送信する

共有する



特別支援	遠隔授業	家庭学習
支援級児童生徒に対して、障がいの状態や特性等に応じた支援を推進 	他校の児童生徒、社会人、外国の人々等との交流を実現 	個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築（ドリル学習 調べ学習） 
放課後の学習支援	不登校・別室登校	AIを学校に配置
小学校のまなびっ子クラブや中学校の補習学習で活用 	教室で学習できない児童生徒のための学習支援を充実 	AIロボットを学校に配置し、コミュニケーション能力を育成 

## タブレット型PC整備のステップ (文部科学省の方針)

**Step1**  
学校に45台  
(1クラス分)

**Step2**  
3クラスに  
1クラス分程度

授業展開に応じて  
必要な時に1人1台

**Step3**  
1人1台

タブレットPCを学習  
教具として使用する  
家庭へ持ち帰り可能





# えびなっ子ICT活用3カ年計画

～これからの時代に即した未来型学習とICT環境整備～

2018年5月  
海老名市教育委員会

**Goal-目標**

ICT機器を主体的に活用して、仲間とコミュニケーションを図りながら、課題発見・解決できるえびなっ子の育成

**Method-手立て****① 9年間の学習計画の策定**

-えびなっ子が身につけるべき能力と発達段階に応じた学習内容の明確化

**② ICT環境の再整備**

-ICT機器を活用した学習活動が可能となるICT環境の再整備

**③ 教職員の活用力向上**

-教職員のICT活用力育成のための研修や協議会の充実

**「えびな型学校ICTの将来構想」を総合的に推進**

(※別紙)

# —全体像—

## めざす子どもの姿

ICT機器を主体的に活用して、仲間とコミュニケーションを図りながら、課題発見・解決できるえびなっ子

## 目標達成のための3本の柱

### ① 9年間の学習計画の策定

- えびなっ子につけたい能力と発達段階に応じた学習の明確化
- ・情報リテラシー教育
- ・情報モラル教育
- ・プログラミング学習

### ② ICT環境の再整備

- ICT機器を有効活用するための環境整備
- ・全小学校パソコン室の廃止とタブレットの導入
- ・中学校パソコン室のさらなる活用
- ・各教室のICT環境の充実

### ③ 教職員の活用力向上

- 教職員のICT活用力育成のための研修や協議会の充実
- ・学校ICT活用推進協議会
- ・タブレット活用研修会
- ・ICT活用講座

**グローバル化や急速な情報化に対応し、自らの可能性を最大限に発揮できる人材の育成**

# ① 9年間の学習計画の策定

## ○えびなっ子につけたい能力と発達段階に応じた学習の明確化

えびなっ子が身につけるべき能力と発達段階に応じた学習内容や方法を明確化し、小中9年間を見通した学習計画を策定します。



### 取組の内容

#### 情報リテラシー教育

小学校段階においては、絵をかいたり、ローマ字入力をしたり、またタブレット型PCを使って校外学習で調べたことを新聞としてまとめます。

中学校では、小学校段階で身につけた能力をもとに、実践的な操作を身につけます。



#### 情報モラル教育

小中9年間を通して、個人情報とは何かを理解したり、インターネット上でやりとりしたりするときに気をつけなければならないことを話し合います。また、情報化がもたらす様々な問題（誹謗中傷・いじめなど）について、資料をもとに考えます。



#### プログラミング教育

小学校低学年では、身近な手順で、課題解決する手順を学びます。高学年では、コンピュータへの活用について学び、中学校では、目的をもったロボットの動きをプログラムし、効率や成果を考えながら改良を進めていきます。外部人材（大学・企業等）との連携も積極的に進めていきます。



## ② ICT環境の再整備

### ○ ICT 機器を有効活用するための環境整備

新学習指導要領全面実施に向けて、児童生徒や教員が、ICT機器を活用した情報収集、表現、処理、創造、発信、伝達といった学習活動を可能とする環境を再整備します。



### 取組の内容

#### タブレット型PC導入

今までのPC教室を廃止し、新たに全13小学校へタブレット型PCを導入します。このことにより、これまでPC室でしかできなかった学習が教室内外のあらゆる場所でできるようになり、学習の幅が大きく広がります。



#### 中学校PC室の活用

中学校のPC室は、現状のまま、40台のデスクトップPCを配置します。今後は、プログラミング学習をしたり、地域の方々のパソコン教室を行ったりする等の活用を進めていきます。



#### 教室ICT環境の充実

小学校は3年生以上の全クラス（小学校1・2年については大型テレビ）、中学校は全学年全クラスにプロジェクタを配置し、活用を図ります。タブレット型PCと一緒に使うことで、今までの授業が「未来型」に変わります。



#### 情報指導員の導入

現在の情報支援員から、新たに専門的な知識や指導技術を兼ねた「情報指導員」を配置します。教職員の授業のサポートとしての役割だけではなく、プログラミングの授業等を指導員が行います。



## －③ 教職員の活用力向上－

### ○教職員のICT活用力育成のための研修や協議会の充実

ICT機器を使うことで、確かな学力をより効果的に育成するため、ICT機器の積極的な活用の指導方法・指導体制の工夫改善を通じた、協働型・双方向型の授業をめざし、教職員の活用力向上を図ります。



### 取組の内容

#### 学校ICT活用推進協議会

海老名市のICT活用について協議します。この協議会には、各校の教職員が参加し、ICT機器の効果的な使い方や授業実践についてなど、教育の情報化に向けた海老名市のICT計画を考えていきます。

- 〈ICT活用事例集作成委員会〉
- 活用方法の研究
  - 活用事例集の作成



#### タブレット活用研修会

タブレット型PCの導入にあわせて、各小学校の教職員を対象に研修会を行います。この研修会では、教職員がどのような学習場面で有効に活用できるのかを体験・実践します。



#### ICT活用講座

タブレット型PCの導入にあわせて、市内の教職員を対象に研修会を行います。タブレット活用研修会では機能や学習形態について、すぐに使える実践例を紹介し、体験型の研修を行います。



# 推進体制の整備 ーロードマップ①ー

2018年

2019年

2020年

学習計画×ICT

- 学校ICT活用推進協議会  
・小中9年間を見通した学習計画および実践事例集の作成
- 情報リテラシー教育実施
- 情報モラル教育実施
- プログラミング教育実施

【2018年度中】

- 海老名市内小中学校で学習計画を基にした情報リテラシー教育・情報モラル教育・プログラミング教育の実施
- 情報指導員による情報リテラシー教育・プログラミング教育の実施
- 大学・企業等の外部人材によるプログラミング教育の実施
- プログラミングを更に学びたい子のための放課後支援の充実等 【継続的に実施】

- 2021年導入機種の研究  
・小学校タブレット型PC、中学校PC室 【2020年度中】

- タブレット型PCの導入  
・海老名市内小学校へタブレット型PC45台（13校）  
・海老名市内中学校へタブレット型PC5台（6校）

【時代に合ったものを今後継続的に研究し導入していく】

- 教室ICT環境の充実  
・中学校PC室のデスクトップパソコンのさらなる活用  
・小3～中2（2018年9月からは中3）教室の天吊りプロジェクタ・校内LAN・学習系PC・デジタル教科書の設置 【継続的に導入】

環境の再整備×ICT

- 情報支援員の配置  
・海老名市内小中学校へ情報支援員の配置 【2018年度中】

- 情報指導員の配置と活用  
・海老名市内小中学校へ情報指導員の配置  
・情報指導員による情報リテラシー・プログラミング学習 【よりよい形で継続的に配置】

# 推進体制の整備 ーロードマップ②ー

## 教職員の活用力向上×ICT

2018年

2019年

2020年

- 学校ICT活用推進協議会  
・第2期えびなっ子しあわせプランの中での設置

【2020年まで】

- タブレット活用研修会  
・市教委が各小学校を訪問し研修会を行う  
【2018年度中】

- 学校ICT活用研修会（仮）  
・学校ICT活用推進協議会委員や情報指導員による研修（全小中学校）

【継続的に実施】

- ICT活用講座  
・希望講座等で実施

【継続的に実施】